

特殊関税制度に関する改正事項のポイント

1. 改正の趣旨

- 特殊関税(不当廉売関税、補助金相殺関税等)は不公正な貿易等に対し、国内産業の損害を防止するための措置であり、今後、新興国等からの輸入の急増等を背景に、特殊関税を発動する事案が増加していくことが見込まれています。
- 不当廉売関税等の特殊関税について、濫用防止や規律強化の必要性和、今後の我が国における発動事案増加の可能性の双方の立場を視野に入れつつ、国民経済全体としてバランスの取れた制度運営を図る観点から、関連する政令及びガイドラインの改正を行いました。

2. 改正のポイント

①「課税の求め」の受理要件の緩和

- 不当廉売関税及び補助金相殺関税の課税の求めの際に必要とされる証拠の要件(「十分な証拠」)について、「合理的に入手可能な情報」に基づく証拠であることを明確にするとともに、当該証拠が添付された課税の求めがなされればこれを受理し、調査開始するか否かの検討を行う。

②調査の開始決定までの検討期間

- 申請書(「課税を求める書面」)の提出後、原則2ヶ月程度を目途^(※1)に調査を開始するか否かの決定を行う。

※1 補正を求めた場合には、当該補正完了後から2ヶ月程度を目途。

③消費者団体・産業上の使用者(ユーザー)の関与

- 不当廉売関税について、現在、消費者団体・ユーザーには、情報提供の機会が付与されているのみ。今後は、消費者団体・ユーザーの調査手続への関与を高めるため、意見表明の機会も付与する^(※2)。

※2 調査当局は、ユーザー等からの意見のみならず、ダンピング被害を受けているメーカー等その他の利害関係者の意見も踏まえ、課税について総合的に判断する。

④調査の標準期間の提示

- 従来、「調査終了まで１年以内」としか公表していなかった調査の全体スケジュールにつき、証拠の提出期限、現地調査の実施時期など個別手続き毎にその実施される概ねの時期を明示する。

⑤「仮決定」の規定の整備

- 国内産業の損害を迅速に救済する暫定措置の発動にあたって必要なプロセスである「仮決定」の通知等に係る規定を国内法令上整備する。

⑥質問状標準様式の設定

- 調査開始後、速やかな質問状の送付及び手続の透明性の向上を図るため、質問状の標準様式を作成・公表する。

3. 実施時期

平成２１年４月１日から実施。

不当廉売関税調査の流れ

